

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

告 示		ページ
○保安林の指定予定の通知 (3件)	(治山林道課)	1
○道路の区域変更 (3件)	(道 路 課)	1
○道路の供用開始	(〃)	2
公 告		
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	2
高知県選挙管理委員会告示		
○告示 (政治団体の収支に関する報告書の要旨) の訂正		2
落札公告		
○落札者等の公告	(警察本部署 備施設課)	2

告 示

高知県告示第654号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法 (昭和26年法律第249号) 第30条の規定により告示する。

平成28年12月2日

高知県知事 尾崎 正直

- 保安林予定森林の所在場所
宿毛市小筑紫町石原字上滝山1917の2、1917の5
- 指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び宿毛市役所に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第655号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法 (昭和26年法律第249号) 第30条の規定により告示する。

平成28年12月2日

高知県知事 尾崎 正直

- 保安林予定森林の所在場所
四万十市西土佐津賀字ハリギ山649の80、649の98、649の102
- 指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び四万十市役所に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第656号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法 (昭和26年法律第249号) 第30条の規定により告示する。

平成28年12月2日

高知県知事 尾崎 正直

- 保安林予定森林の所在場所
香美市物部町別役字大平372の口、373、字ウ子748の1、752の1
- 指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字大平373・字ウ子748の1・752の1 (以上3筆について次の図に示す部分に限る。)
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び香美市役所に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第657号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成28年12月2日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年12月2日

高知県知事 尾崎 正直

- 道路の種類 県道
- 路 線 名 宿毛宗呂下川口
- 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
宿毛市小筑紫町石原字長谷1893番5から宿毛市小筑紫町石原字長谷1893番1まで	前	4.7 }	342
	後	7.8 }	331

高知県告示第658号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成28年12月2日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年12月2日

高知県知事 尾崎 正直

- 道路の種類 県道
- 路 線 名 岩目地西佐川停車場
- 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高岡郡佐川町加茂字芝ノ元623番8から高岡郡佐川町加茂字	前	3.4 }	275
	後	10.0	

経田724番2まで	後	9.5 }	275
		13.4	

高知県告示第659号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成28年12月2日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成28年12月2日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 庄田伊野
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高岡郡日高村宮ノ谷字中山477番1から高岡郡日高村宮ノ谷字中山1065番1まで	前	6.2 }	69
	後	12.1 }	69
		31.3	

高知県告示第660号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成28年12月2日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成28年12月2日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 窪川中土佐
- 3 道路の区域

供用開始区間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
高岡郡四万十町床鍋字虎杖谷1241番30	77	平成28年12月2日

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。

平成28年12月2日

高知県知事 尾崎 正直

許可番号	開発区域に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
平成28年9月26日 28高都計第388号	香美市土佐山田町楠目字宮田1497番5	香美市土佐山田町楠目1572番地 田邊 由紀、田邊博朗

選挙管理委員会告示

高知県選挙管理委員会告示第96号

平成27年11月高知県選挙管理委員会告示第109号（政治団体の収支に関する報告書の要旨）の一部を次のように訂正する。

平成28年12月2日

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

第1 定例報告の政党の自由民主党高知県全管協ちんたい支部の表中

「組織活動費 141,750円」

を

「寄附・交付金 141,750円」

に訂正する。

落札公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第12条及び高知県特定調達契約事務取扱規則（平成7年高知県規則第125号）第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

平成28年12月2日

高知県警察本部長 上野 正史

- 1 落札に係る借入物品の名称及び数量
高知県警察本部交通管制システム用無停電電源装置 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地
高知県警察本部警務部装備施設課 高知市丸ノ内二丁目4-30

- 3 落札者を決定した日
平成28年9月30日
- 4 落札者の氏名及び住所
東京センチュリー株式会社岡山支店 岡山県岡山市北区中山下一丁目9番1号
- 5 落札金額
月額127,656円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 政令第6条の公告をした日
平成28年8月23日